



# 熊本県公報

第 1 2 6 8 0 号

平成 29 年 12 月 8 日 (金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定…………… ( " ) 2
- 熊本県勤労者生活資金融資制度要項の廃止…………… (労働雇用創生課) 2
- 熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の廃止…………… ( " ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… ( " ) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 3
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の変更の届出…………… (障がい者支援課) 4
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然保護課) 4

### 公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 換地処分…………… (農地整備課) 4
- 換地処分…………… ( " ) 4
- 換地計画の決定…………… ( " ) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 6

### 登 載 依 頼

- 平成 2 9 年度第 2 回熊本県行政文書等管理委員会の開催…………… (行政文書等管理委員会) 6
- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規  
則…………… (人事委員会) 7
- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 7
- 裁決手続開始決定…………… ( " ) 9
- 裁決手続開始決定…………… ( " ) 13

### 正 誤

- 平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日付け熊本県告示第 9 2 1 号 (鳥獣保護区の期  
間更新) 中…………… (自然保護課) 14

## 告 示

### 熊本県告示第 1 0 5 9 号

児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地                                     | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名                                 | 指定年月日              | 事業所番号      | 障害児通所支援の種類 |
|---|---|--------------------|------------|------------|
| 放課後等デイサービス リトルポニークラブ<br>合志市豊岡字山尻 2000 番 1 2 6 5 | 合同会社オーシャン<br>フライカンパニー<br>合志市豊岡字山尻 2000 番 1 2 6 5<br>川添 公裕 | 平成 2 9 年 1 2 月 1 日 | 4352900247 | 指定児童発達支援   |

**熊本県告示第 1 0 6 0 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地                           | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名                      | サービスの種類    | 指定年月日                 |
|---------------------------------------|--|------------|-----------------------|
| 就労支援なごみトライズ<br>玉名郡和水町用木 7 8 6<br>番地 1 | 株式会社なごみトライズ<br>玉名郡和水町用木 7 8 6<br>番地 1<br>大堂 尊弘 | 就労継続支援 A 型 | 平成 2 9 年<br>1 2 月 1 日 |

**熊本県告示第 1 0 6 1 号**

熊本県勤労者生活資金融資制度要項を廃止する要項を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県勤労者生活資金融資制度要項を廃止する要項  
熊本県勤労者生活資金融資制度要項（昭和 5 9 年熊本県告示 3 3 1 号）は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第 1 0 6 2 号**

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項を廃止する要項を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項を廃止する要項  
熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項（平成 6 年熊本県告示 3 8 0 号）は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第 1 0 6 3 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称         | 事業所の所在地           | 指定年月日                 | サービスの種類 |
|------------|----------------|-------------------|-----------------------|---------|
| 医療法人誠心会    | 訪問看護ステーションあさぎり | 球磨郡あさぎり町岡原北 9 4 4 | 平成 2 9 年<br>1 2 月 1 日 | 訪問看護    |

**熊本県告示第 1 0 6 4 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称         | 事業所の所在地           | 指定年月日                 | サービスの種類  |
|------------|----------------|-------------------|-----------------------|----------|
| 医療法人誠心会    | 訪問看護ステーションあさぎり | 球磨郡あさぎり町岡原北 9 4 4 | 平成 2 9 年<br>1 2 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |

**熊本県告示第 1 0 6 5 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 1 2 月 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名        | 供用を開始する区間  | 延長<br>(メートル) | 備 考              |
|-------|------------|--|--------------|------------------|
| 一般県道  | 稲生野甲<br>佐線 | 上益城郡甲佐町大字上早川<br>4 3 8 4 番 2 地先から<br>同所<br>4 3 8 4 番 2 地先まで | 18.1         | 災害復旧<br>(ブロック積み) |

2 供用を開始する期日 平成 29 年 1 2 月 1 2 日

**熊本県告示第 1 0 6 6 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 1 2 月 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名       | 供用を開始する区間   | 延長<br>(メートル) | 備 考                       |
|-------|-----------|---|--------------|---------------------------|
| 主要地方道 | 熊本高森<br>線 | 阿蘇郡西原村大字小森字桑鶴<br>2 1 8 3 番 1 0 地内から<br>同所<br>2 1 8 3 番 1 0 地内まで | 48.3         | 権限代行<br>による災<br>害復旧工<br>事 |

2 供用を開始する期日 平成 29 年 1 2 月 1 4 日

**熊本県告示第 1 0 6 7 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 1 2 月 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名       | 供用を開始する区間   | 延長<br>(メートル) | 備 考                                  |
|-------|-----------|---|--------------|--------------------------------------|
| 主要地方道 | 熊本高森<br>線 | 阿蘇郡西原村大字鳥子字依山<br>3 5 9 9 番 1 地先から<br>同所<br>3 5 9 9 番 3 地先まで | 408.7        | 権限代行<br>による災<br>害復旧工<br>事（仮橋<br>の設置） |

2 供用を開始する期日 平成 29 年 1 2 月 1 4 日

**熊本県告示第 1 0 6 8 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 29 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字下晴気 2 6 9 6 番 1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下晴気 2 6 9 6 番 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1 0 6 9 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。  
 平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

| 医療機関の名称 | 変更事項     | 変更前                  | 変更後                  | 変更年月日                 |
|---------|----------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 双葉薬局    | 医療機関の名称  | 双葉薬局玉名店              | 双葉薬局                 | 平成 2 9 年<br>1 0 月 1 日 |
|         | 医療機関の所在地 | 玉名市立願寺 1 8<br>8 番地 3 | 玉名市立願寺 1 9<br>0 番地 5 |                       |

**熊本県告示第 1 0 7 0 号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 1 8 条の 7 第 1 項の変更の認定をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 1 8 条の 5 第 2 項の規定により次のとおり公示する。  
 平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 N P O 法人西山会  
 熊本市西区花園六丁目 6 番 5 1 号  
 西 正伸

**公 告**

**熊本県公告第 7 1 6 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
 平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 上益城郡嘉島町大字上仲間字宮園 1 0 3 3 番 3、1 0 3 5 番 4  
 4 6 3 . 4 7 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市南区城南町永 1 5 4 0 番地 2 グランディール N a g a 1 0 5 号室  
 田中 大輔

**熊本県公告第 7 1 7 号**

県営和水東部地区（山下換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。  
 平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 7 1 8 号**

県営和水東部地区（日向換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。  
 平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 7 1 9 号**

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 1 項の規定により、県営天草中央南地区（春の上換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
 利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して 1 5 日以内に審

査請求をすることができる。  
平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日から  
平成 3 0 年 1 月 1 2 日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第 7 2 0 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字下原 8 9 4 番 1 及び同 8 9 5 番  
2, 3 7 3. 0 9 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号  
株式会社ローソン

**熊本県公告第 7 2 1 号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。  
平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |        | 賃借権の設定等を受ける土地                |
|--------------|--------|------------------------------|
| 氏名又は名称       | 住 所    |                              |
| 農事組合法人走潟     | 宇土市走潟町 | 宇土市走潟町字走潟 1 6 0 番 2 ほか 1 1 筆 |

- 2 認可年月日  
平成 2 9 年 1 2 月 1 日

**熊本県公告第 7 2 2 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 2 月 8 日から同月 2 1 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |           | 賃借権の設定等を受ける土地                      |
|--------------|-----------|------------------------------------|
| 氏名又は名称       | 住 所       |                                    |
| 農事組合法人夢楽豊    | 上益城郡山都町長田 | 上益城郡山都町芦屋田字鮎ノ目 3 6 0 番<br>ほか 4 5 筆 |
| 上村 雄大        | 上益城郡山都町長田 | 上益城郡山都町芦屋田字鮎ノ目 3 5 9 番<br>ほか 2 筆   |
| 福島 浩二        | 上益城郡山都町長田 | 上益城郡山都町長田字原 8 1 6 番 4 ほか<br>7 筆    |
| 志賀 元         | 上益城郡山都町御所 | 上益城郡山都町御所字一ノ瀬 5 9 1 番 1            |
| 有限会社松本農園     | 上益城郡益城町上陳 | 菊池郡大津町大字町字町ノ前 6 6 番 1 ほか<br>2 筆    |

|               |             |                                     |
|---------------|-------------|-------------------------------------|
| 農事組合法人奥阿蘇くさかべ | 阿蘇郡高森町芹口    | 阿蘇郡高森町大字草部字宮原 2 1 9 5 番<br>ほか 1 3 筆 |
| 山永 宏          | 阿蘇郡高森町津留    | 阿蘇郡高森町大字津留字上ノ津留 7 3 9<br>番 4 ほか 1 筆 |
| 生森 優          | 球磨郡あさぎり町岡原北 | 球磨郡多良木町大字奥野字荒牧 2 0 7 番<br>2 ほか 1 筆  |
| 内山 幸一         | 球磨郡錦町西      | 球磨郡錦町大字西字指杉 3 3 1 1 番 4 ほか<br>1 2 筆 |
| 田中 克知         | 球磨郡錦町一武     | 球磨郡錦町大字西字久保 2 7 1 1 番               |
| 尾方 豊和         | 球磨郡相良村川辺    | 球磨郡相良村大字川辺字八王 3 4 4 4 番<br>ほか 1 筆   |
| 尾方 豊和         | 球磨郡相良村川辺    | 球磨郡相良村大字川辺字蜻木 3 6 1 7 番<br>2 ほか 1 筆 |
| 岩坂 勝之         | 球磨郡相良村川辺    | 球磨郡相良村大字川辺字上高原 5 8 番 5              |
| 西 義春          | 球磨郡あさぎり町深田西 | 球磨郡相良村大字川辺字堀内 3 9 8 0 番<br>ほか 1 筆   |
| 久保山 直巳        | 球磨郡山江村山田甲   | 球磨郡山江村大字山田甲字中鶴 1 0 2 2<br>番         |
| 横山 守          | 球磨郡山江村万江丙   | 球磨郡山江村大字山田乙字前田 3 5 番                |

2 申請年月日  
平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日

**熊本県公告第 7 2 3 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 2 月 8 日から同月 2 1 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |           | 賃借権の設定等を受ける土地                     |
|--------------|-----------|-----------------------------------|
| 氏名又は名称       | 住 所       |                                   |
| 西田 健児        | 球磨郡錦町一武   | 球磨郡錦町大字一武字平岩前 4 7 8 番             |
| 福井 修         | 天草市新和町碓石  | 天草市新和町小宮地字宮ノ平 3 3 9 4 番<br>ほか 1 筆 |
| 蓑田 勝哉        | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字小屋ノ前 5 2 0 5<br>番ほか 3 筆 |
| 農事組合法人本町営農組合 | 天草市本町本    | 天草市本町本字引地 7 7 1 番 2 ほか 7 筆        |

2 申請年月日  
平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

**登 載 依 頼**

**熊本県行政文書等管理委員会公告第 2 号**

平成 2 9 年度第 2 回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日（火）  
午後 1 時 3 0 分から（1 時間 3 0 分程度）
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県庁本館 4 階 行政不服審査会室
- 3 議題  
(1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について

- (2) 平成 29 年度実施点検結果に係る報告について
- (3) 平成 29 年度実施監査結果に係る報告について 等
- 4 傍聴者の定員  
5 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 30 分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
  - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 6 1）

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 1 2 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第 2 1 号**

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「範囲内で」の次に「、基準日以前における直近の人事評価の結果を踏まえ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基準日以前 6 箇月以内の期間において法第 29 条第 1 項の規定による懲戒処分を受けた職員の成績率は、人事委員会が定める割合の範囲内で任命権者が定めるものとする。

3 第 1 項第 1 号に掲げる職員のうち、特に優秀な職員及び優秀な職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 1 2 月 1 日から適用する。ただし、第 1 3 条第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 29 年 1 2 月 1 日又は平成 30 年 6 月 1 日を基準日とする勤勉手当に関する改正後の熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第 1 3 条第 1 項の規定の適用については、この規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

**熊本県収用委員会公告第 1 8 号**

土地収用法（昭和 26 年法律第 2 1 9 号）第 4 5 条の 2 の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 29 年 1 2 月 8 日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事（熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

- (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地  
土地の所在 熊本県上益城郡山都町杉木字下多良原地内

| 地番    | 地目 |    | 全体の面積（㎡） |        | 収用しようとする土地の面積（㎡） |
|-------|----|----|----------|--------|------------------|
|       | 公簿 | 現況 | 公簿       | 実測     |                  |
| 122番1 | 原野 | 山林 | 1,606    | 896.98 | 896.98           |

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地  
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
持分 4 分の 3 登記名義人 宮本 早苗  
熊本県上益城郡山都町杉木 1 7 0 0 番地 5

持分 4 分の 1 土地所有者不明  
 ただし、登記名義人（亡）坂本 藤平の相続人  
 上記のうち判明している相続人

山下 サチ（持分不明）  
 熊本県熊本市東区湖東 2 丁目 6 番 1 2 号

山下 幸弥（持分不明）  
 広島県広島市安佐北区落合南一丁目 5 6 番 7 号

山下 俊弥（持分不明）  
 熊本県熊本市東区湖東 2 丁目 6 番 1 2 号

井手 久（持分不明）  
 熊本県熊本市東区健軍 4 丁目 1 6 番 2 4 号

西田 栄二（持分不明）  
 熊本県熊本市南区富合町木原 1 0 1 番地

西田 光夫（持分不明）  
 神奈川県川崎市川崎区池上町 5 番 1 号 原田アパート 1 0 2 号

草間 栄子（持分不明）  
 神奈川県足柄上郡中井町北田 4 7 6 番地 5

國武 ヤエ子（持分不明）  
 熊本県上益城郡山都町田小野 2 7 1 3 番地

上記成年後見人 篠倉 信一  
 熊本県熊本市中央区辛島町 3 番 2 0 号 NBF 熊本ビル 8 階

岡部 末雄（持分不明）  
 熊本県上益城郡山都町島木 4 7 5 9 番地

岡部 又雄（持分不明）  
 熊本県上益城郡山都町金内 1 2 2 2 番地 3

久保田 尙（持分不明）  
 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2 7 3 6 番地 9

久保田 忠（持分不明）  
 大阪府茨木市上穂積一丁目 2 番 7 - 9 0 1 号

渡瀬 レイ子（持分不明）  
 神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目 4 4 番地の 4 6 富国ハイツ

臼杵 はる子（持分不明）  
 千葉県千葉市中央区白旗 3 丁目 2 5 番 9 号

吉見 ツヨ子（持分不明）  
 熊本県上益城郡山都町井無田 1 1 5 3 番地

松本 亜希子（持分不明）  
 熊本県熊本市中央区国府 2 丁目 5 番 1 2 号

シテイハイム 香栄 2 0 1  
 吉川 セイ子（持分不明）

愛知県春日井市南花長町 7 番地 1  
 吉見 安（持分不明）

愛知県春日井市美濃町 2 丁目 2 0 5 番地 3  
 吉見 弘則（持分不明）

熊本県上益城郡山都町井無田 1 1 5 3 番地  
 増本 スエ子（持分不明）

熊本県上益城郡御船町大字七滝 3 9 0 7 番地  
 後藤 孝洋（持分不明）

熊本県上益城郡山都町上寺 2 1 7 8 番地 5  
 後藤 洋一郎（持分不明）

熊本県上益城郡御船町大字高木 4 5 9 1 番地 2  
 田中 サカエ（持分不明）

居所不明

坂本 輝子（持分不明）  
 熊本県上益城郡山都町上寺 8 2 0 番地 3

坂本 幸誠（持分不明）  
 熊本県上益城郡山都町上寺 8 2 0 番地 3

坂本 公範（持分不明）  
 熊本県八代市田中北町 3 号 1 0 番地 2

今井 善信（持分不明）  
 兵庫県西宮市神垣町 7 番 8 - 4 0 2 号

坂本 穂子（持分不明）  
 熊本県上益城郡山都町上寺 6 6 1 番地

坂本 あけみ（持分不明）  
 熊本県上益城郡山都町上寺 6 6 1 番地

伴 エイ子（持分不明）  
 熊本県上益城郡山都町御所 1 1 2 8 番地

藤本 京子（持分不明）  
 熊本県上益城郡山都町仏原 2 9 7 番地



- 大久保 隆 (持分不明)
- 熊本県上益城郡山都町杉木 2 2 1 0 番地
- 園田 節子 (持分不明)
- 熊本県熊本市北区四方寄町 1 3 2 番地 2 4
- 坂本 七郎 (持分不明)
- 熊本県上益城郡山都町上寺 7 7 5 番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

**熊本県収用委員会公告第 1 9 号**

土地収用法 (昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号) 第 4 5 条の 2 の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事 (熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで) 並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
  - (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地  
土地の所在 熊本県上益城郡山都町上寺地内

| 字   | 地番   | 地目 |    | 全体の面積 (㎡) |        | 収用しようとする土地の面積 (㎡) |
|-----|------|----|----|-----------|--------|-------------------|
|     |      | 公簿 | 現況 | 公簿        | 実測     |                   |
| 山居谷 | 925番 | 原野 | 原野 | 198       | 160.78 | 96.56             |
| 村ノ脇 | 718番 | 原野 | 山林 | 148       | 109.78 | 109.78            |
| 合計  |      |    |    | 346       | 270.56 | 206.34            |

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地  
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所
  - 持分 1 5 分の 1 登記名義人 今村 洋子  
千葉県習志野市袖ヶ浦 6 丁目 1 6 番 1 1 号
  - 持分 1 5 分の 1 土地所有者不明  
ただし、登記名義人 (亡) 坂本 藤平の相続人  
上記のうち判明している相続人  
山下 サチ (持分不明)  
熊本県熊本市東区湖東 2 丁目 6 番 1 2 号
  - 山下 幸弥 (持分不明)  
広島県広島市安佐北区落合南一丁目 5 6 番 7 号
  - 山下 俊弥 (持分不明)  
熊本県熊本市東区湖東 2 丁目 6 番 1 2 号
  - 井手 久 (持分不明)  
熊本県熊本市東区健軍 4 丁目 1 6 番 2 4 号
  - 西田 栄二 (持分不明)  
熊本県熊本市南区富合町木原 1 0 1 番地
  - 西田 光夫 (持分不明)  
神奈川県川崎市川崎区池上町 5 番 1 号 原田アパート 1 0 2 号
  - 草間 栄子 (持分不明)  
神奈川県足柄上郡中井町北田 4 7 6 番地 5
  - 國武 ヤエ子 (持分不明)  
熊本県上益城郡山都町田小野 2 7 1 3 番地
  - 上記成年後見人 篠倉 信一  
熊本県熊本市中央区辛島町 3 番 2 0 号 N B F 熊本ビル 8 階
  - 岡部 末雄 (持分不明)  
熊本県上益城郡山都町島木 4 7 5 9 番地
  - 岡部 又雄 (持分不明)

熊本県上益城郡山都町金内 1 2 2 2 番地 3  
 久保田 尙 (持分不明)  
 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2 7 3 6 番地 9  
 久保田 忠 (持分不明)  
 大阪府茨木市上穂積一丁目 2 番 7 - 9 0 1 号  
 渡瀬 レイ子 (持分不明)  
 神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目 4 4 番地の 4 6 富国ハイツ  
 臼杵 はる子 (持分不明)  
 千葉県千葉市中央区白旗 3 丁目 2 5 番 9 号  
 吉見 ツヨ子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町井無田 1 1 5 3 番地  
 松本 亜希子 (持分不明)  
 熊本県熊本市中央区国府 2 丁目 5 番 1 2 号  
 シティハイム香栄 2 0 1  
 吉川 セイ子 (持分不明)  
 愛知県春日井市南花長町 7 番地 1  
 吉見 安 (持分不明)  
 愛知県春日井市美濃町 2 丁目 2 0 5 番地 3  
 吉見 弘則 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町井無田 1 1 5 3 番地  
 増本 スエ子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡御船町大字七滝 3 9 0 7 番地  
 後藤 孝洋 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町上寺 2 1 7 8 番地 5  
 後藤 洋一郎 (持分不明)  
 熊本県上益城郡御船町大字高木 4 5 9 1 番地 2  
 田中 サカエ (持分不明)  
 居所不明  
 坂本 輝子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町上寺 8 2 0 番地 3  
 坂本 幸誠 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町上寺 8 2 0 番地 3  
 坂本 公範 (持分不明)  
 熊本県八代市田中北町 3 号 1 0 番地 2  
 今井 善信 (持分不明)  
 兵庫県西宮市神垣町 7 番 8 - 4 0 2 号  
 坂本 穂子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町上寺 6 6 1 番地  
 坂本 あけみ (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町上寺 6 6 1 番地  
 伴 エイ子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町御所 1 1 2 8 番地  
 藤本 京子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町仏原 2 9 7 番地  
 大久保 隆 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町杉木 2 2 1 0 番地  
 園田 節子 (持分不明)  
 熊本県熊本市北区四方寄町 1 3 2 番地 2 4  
 坂本 七郎 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町上寺 7 7 5 番地  
 持分 1 5 分の 1 登記名義人 (亡) 菅 市松  
 相続人  
 黒田 八千代 (相続持分 1 8 分の 7)  
 熊本県下益城郡美里町遠野 2 9 6 7 番地  
 菅 小百合 (相続持分 1 4 4 分の 1 1)  
 愛知県春日井市梅ヶ坪町 6 4 番地 1  
 グローリアス春日井梅ヶ坪 1 0 0 3 号室  
 菅 真一 (相続持分 4 3 2 分の 1 1)  
 大阪府大阪市中央区南久宝寺町 1 丁目 5 番 1 0 - 8 0 4 号  
 廣島 祐二 (相続持分 4 3 2 分の 1 1)  
 愛知県春日井市八事町 2 丁目 1 3 7 番地 シャトー鳥居松 4 0 1 号  
 菅 正尚 (相続持分 4 3 2 分の 1 1)  
 愛知県春日井市梅ヶ坪町 6 4 番地 1  
 グローリアス春日井梅ヶ坪 1 0 0 3 号室  
 岡村 テル子 (相続持分 7 2 分の 1 1)  
 熊本県熊本市中央区琴平本町 5 番 5 7 号  
 田上 文子 (相続持分 7 2 分の 1 1)  
 熊本県熊本市北区龍田陳内 2 丁目 2 8 番 1 7 号

菅 公 明 治 (相 続 持 分 7 2 分 の 1 1)  
熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 上 寺 9 2 8 番 地  
持 分 1 5 分 の 1 登 記 名 義 人 菅 清 次 郎  
熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 上 寺 7 2 5 番 地  
持 分 1 5 分 の 1 登 記 名 義 人 (亡) 上 野 ハ ツ ミ  
相 続 人 上 野 善 宏  
熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 上 寺 7 3 5 番 地 2  
持 分 1 5 分 の 1 登 記 名 義 人 (亡) 坂 本 清 平  
相 続 人 坂 本 政 行  
熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 上 寺 7 3 2 番 地 1  
持 分 1 5 分 の 1 登 記 名 義 人 (亡) 菅 福 馬  
相 続 人 菅 秀 一  
熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 上 寺 7 4 6 番 地  
持 分 1 5 分 の 1 登 記 名 義 人 佐 藤 一 利  
熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 上 寺 7 6 5 番 地 2  
持 分 1 5 分 の 1 登 記 名 義 人 (亡) 中 原 角 太 郎  
相 続 人 中 原 政 利  
居 所 不 明  
持 分 1 5 分 の 1 登 記 名 義 人 (亡) 藤 嶋 源 八  
相 続 人 藤 嶋 明 人  
熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 上 寺 7 7 3 番 地  
持 分 1 5 分 の 1 登 記 名 義 人 (亡) 西 山 秀 次  
相 続 人  
山 下 廣 信 (相 続 持 分 6 分 の 1)  
熊 本 県 熊 本 市 中 央 区 黒 髪 5 丁 目 2 3 番 1 号  
國 武 和 人 (相 続 持 分 6 分 の 1)  
福 岡 県 福 岡 市 城 南 区 南 片 江 5 丁 目 3 番 8 号  
西 山 繁 良 (相 続 持 分 1 8 0 分 の 1 3)  
居 所 不 明、但 し、住 民 票 記 載 の 住 所  
福 岡 県 北 九 州 市 小 倉 北 区 大 島 一 丁 目 7 番 2 5 号  
蜂 須 賀 良 子 (相 続 持 分 1 8 0 分 の 1 3)  
福 岡 県 北 九 州 市 八 幡 東 区 中 央 一 丁 目 9 番 2 0 号  
新 井 田 レ イ 子 (相 続 持 分 1 8 0 分 の 1 3)  
群 馬 県 藤 岡 市 下 栗 須 9 5 3 番 地 1 倉 沢 住 宅 1 号 棟  
北 村 正 治 (相 続 持 分 1 8 0 分 の 1 3)  
福 岡 県 北 九 州 市 八 幡 西 区 穴 生 一 丁 目 5 番 1 1 - 6 0 3 号  
古 賀 千 恵 子 (相 続 持 分 4 5 分 の 2)  
大 阪 府 守 口 市 藤 田 町 3 丁 目 1 9 番 3 号  
(亡) 西 山 チ ョ ト (相 続 持 分 3 分 の 1)  
上 記 相 続 持 分 に 係 る 土 地 所 有 者 不 明  
た だ し、(亡) 西 山 チ ョ ト の 相 続 人  
上 記 の う ち 判 明 し て い る 相 続 人  
坂 口 光 臣 (持 分 不 明)  
香 川 県 善 通 寺 市 生 野 本 町 二 丁 目 1 8 番 1 0 号 3 F  
原 口 明 春 (持 分 不 明)  
大 阪 府 大 阪 市 大 正 区 泉 尾 4 丁 目 1 6 番 8 号  
原 口 千 代 子 (持 分 不 明)  
鹿 児 島 県 伊 佐 市 大 口 堂 崎 5 3 7 番 地 5  
生 駒 睦 美 (持 分 不 明)  
鹿 児 島 県 伊 佐 市 大 口 堂 崎 5 6 2 番 地 1 0 イ ク エ ー マ ン シ ョ ン A 1 0 1  
樋 高 理 絵 (持 分 不 明)  
鹿 児 島 県 鹿 児 島 市 和 田 3 丁 目 3 1 番 2 0 号 フ レ グ ラ ン ス K 2 0 2 号  
原 口 義 広 (持 分 不 明)  
鹿 児 島 県 伊 佐 市 大 口 堂 崎 5 3 6 番 地 1  
原 口 勝 博 (持 分 不 明)  
鹿 児 島 県 伊 佐 市 大 口 里 4 4 5 番 地 3  
原 口 隆 幸 (持 分 不 明)  
鹿 児 島 県 始 良 市 東 餅 田 4 0 3 3 番 地  
原 口 尚 子 (持 分 不 明)  
千 葉 県 松 戸 市 下 矢 切 3 4 5 番 地 の 5  
上 之 初 代 (持 分 不 明)  
鹿 児 島 県 伊 佐 市 大 口 針 持 4 2 0 0 番 地 4  
松 本 ヨ シ エ (持 分 不 明)  
福 岡 県 福 岡 市 東 区 松 島 1 丁 目 8 番 1 2 - 6 0 3 号  
森 崎 キ ク (持 分 不 明)  
熊 本 県 人 吉 市 瓦 屋 町 2 2 2 8 番 地 7  
森 和 德 (持 分 不 明)  
大 阪 府 大 阪 市 城 東 区 天 王 田 6 番 9 号

岩瀬 千江美 (持分不明)  
 滋賀県大津市赤尾町9番17号  
 森 正和 (持分不明)  
 宮崎県小林市東方1574番地3  
 上田 信一 (持分不明)  
 神奈川県横浜市神奈川区松見町二丁目388番地18  
 田中アパート102号  
 木村 陪安 (持分不明)  
 福岡県北九州市小倉北区上到津二丁目7番29-102号  
 木村 和也 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町井無田1155番地4  
 木村 次典 (持分不明)  
 熊本県下益城郡美里町土喰369番地 古町団地 D-2  
 向井 美和子 (持分不明)  
 三重県桑名市赤尾台一丁目46番地2  
 木村 幹夫 (持分不明)  
 福岡県北九州市八幡西区日吉台二丁目22番23号  
 木村 政憲 (持分不明)  
 熊本県上益城郡益城町大字惣領1104番地27  
 木村 晃子 (持分不明)  
 福岡県久留米市高良内町4336番地1 下戸田ハイツ204号  
 別府 惠美 (持分不明)  
 福岡県久留米市山本町耳納1655番地15  
 木村 友彦 (持分不明)  
 福岡県久留米市高良内町4336番地1 下戸田ハイツ204号  
 木村 睦男 (持分不明)  
 長崎県佐世保市大塔町1939番地24  
 坂本 康彰 (持分不明)  
 熊本県下益城郡美里町大井早2782番地  
 佐野 喜知子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町川口15番地  
 西田 禮子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町井無田1179番地1  
 飯星 スズエ (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町男成572番地  
 木村 アヤ子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町御所3095番地  
 木村 隆盛 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町御所3095番地  
 村上 啓子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町上寺110番地  
 木村 隆好 (持分不明)  
 大阪府吹田市南正雀2丁目10番18号  
 廣津 富美子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町上寺234番地  
 加藤 千代子 (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町御所3138番地1  
 加藤 一喜 (持分不明)  
 熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目20番16号  
 野田 節子 (持分不明)  
 熊本県熊本市東区小山1丁目6番54号  
 加藤 和憲 (持分不明)  
 熊本県下益城郡美里町名越谷2146番地  
 柴田 喜久子 (持分不明)  
 福岡県大野城市乙金東2丁目21番20号  
 木村 誠二 (持分不明)  
 福岡県北九州市八幡西区幸神三丁目5番3-903号  
 木村 誠也 (持分不明)  
 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目6番2号  
 木村 英次 (持分不明)  
 福岡県福岡市早良区賀茂1丁目13番4号  
 尾上 ケサミ (持分不明)  
 熊本県上益城郡山都町下市372番地2  
 伊藤 ツヤ子 (持分不明)  
 熊本県熊本市東区戸島西1丁目34番2-106号  
 戸島団地2C-2棟106号  
 持分15分の1 登記名義人 (亡) 鈴川 亮忍  
 相続人

- 大塚 政子 (相続持分 6 分の 1)
- 熊本県宇城市松橋町豊福 1 5 3 8 番地 1 7
- 鈴川 スエ子 (相続持分 1 2 分の 1)
- 熊本県上益城郡山都町上寺 7 7 8 番地 1
- 権頭 恭代 (相続持分 2 4 分の 1)
- 熊本県熊本市西区花園 7 丁目 8 番 1 6 号
- 鈴川 健一 (相続持分 2 4 分の 1)
- 熊本県上益城郡山都町上寺 7 7 8 番地 1
- 鈴川 利行 (相続持分 1 5 分の 1)
- 大阪府寝屋川市寝屋 1 丁目 3 番 1 - 8 0 3 号
- 鈴川 優 (相続持分 1 5 分の 1)
- 茨城県土浦市乙戸南一丁目 1 6 番 1 8 号
- 鈴川 勲 (相続持分 1 5 分の 1)
- 大阪府八尾市服部川 4 丁目 1 5 7 番地
- 鈴川 誠 (相続持分 1 5 分の 1)
- 福岡県春日市松ヶ丘 1 丁目 1 2 番地 コーポ菊地 1 0 3 号
- 中井 知鶴 (相続持分 1 5 分の 1)
- 熊本県熊本市中央区八王寺町 2 3 番 2 - 4 0 3 号 県営住宅 2 - 4 0 3
- 中原 潤子 (相続持分 1 5 分の 1)
- 広島県廿日市市城内三丁目 8 番 1 7 - 3 0 1 号
- 竹本 紀久子 (相続持分 1 5 分の 1)
- 広島県呉市広本町 2 丁目 1 5 番 5 - 1 0 2 号
- 山尾 萬里子 (相続持分 1 5 分の 1)
- 熊本県熊本市東区画図町大字重富 7 3 5 番地 2 8
- 林 昭一郎 (相続持分 1 5 分の 1)
- 熊本県熊本市北区改寄町 2 4 7 4 番地 5
- 中原 節男 (相続持分 1 5 分の 1)
- 熊本県熊本市西区春日 1 丁目 8 番 1 4 - 3 0 2 号
- 持分 1 5 分の 1 登記名義人 (亡) 坂本 正利
- 相続人 坂本 ツヤ子
- 熊本県上益城郡山都町下市 4 4 番地 1
- 持分 1 5 分の 1 登記名義人 (亡) 中原 フジ
- 相続人 伊東 昭子
- 京都府京田辺市興戸東垣内 1 番地 6
- 持分 1 5 分の 1 登記名義人 (亡) 坂本 スミ子
- 相続人 坂本 重信
- 熊本県上益城郡山都町上寺 7 3 4 番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

熊本県収用委員会公告第 2 0 号

土地収用法 (昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号) 第 4 5 条の 2 の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成 2 9 年 1 2 月 8 日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事 (熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで) 並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
  - (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地  
土地の所在 熊本県上益城郡山都町上寺字梅ノ木地内

| 地番   | 地目 |     | 全体の面積 (㎡) |        | 収用しようとする土地の面積 (㎡) |
|------|----|-----|-----------|--------|-------------------|
|      | 公簿 | 現況  | 公簿        | 実測     |                   |
| 909番 | 田  | 雑種地 | 776       | 795.64 | 157.43            |

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地  
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、登記名義人（亡）本田 優の法定相続人

本田 優喜男（相続持分 3 分の 1）

熊本県熊本市中央区渡鹿 6 丁目 1 0 番 6 6 号

本田 博文（相続持分 3 分の 1）

熊本県上益城郡山都町芦屋田 2 3 7 番地

本田 直樹（相続持分 6 分の 1）

大阪府阪南市尾崎町 5 丁目 4 5 番 9 号

中村 和美（相続持分 6 分の 1）

大阪府大阪市住吉区我孫子東 3 丁目 1 0 番 6 - 5 0 4 号

又は、上記のいずれか若しくは全員（持分不明）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地使用借権

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

**正 誤**

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日付け熊本県告示第 9 2 1 号（鳥獣保護区の期間更新）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行   | 正         | 誤         |
|-----|-----|-----------|-----------|
| 4   | 4 8 | 内谷ダム鳥獣保護区 | 中谷ダム鳥獣保護区 |